

日産カード会員規約

■■■一般条項■■■

(会員)

第1条 会員とは、次の各号のすべてに該当する方で、本規約を承認のうえ、株式会社日産フィナンシャルサービス（以下「当社」という）が発行するクレジットカード（以下「カード」という）の発行を申込み、当社がカードの発行を承諾した方をいいます。なお、当該承諾をもって契約が成立するものとします。

- ①原則として18才以上の方で、定職、定収入を有する方。
- ②原則として自動車を保有又は使用している方。

(カードの貸与、有効期限)

第2条 当社は会員に、カードを貸与します。なお、会員はカード発行に際し、自ら保有する自動車を当社に通知し、当該自動車に関する情報をカード上のIC部分に登録することができます。

2. 当社は、会員1名につき、1枚のカードを発行し、貸与します。但し、会員が複数の自動車を保有する場合で、会員が、当社に所定の方法で申入れかつその承諾を得た場合は、その保有する自動車1台につき1枚のカードの発行及び貸与を受けることができます。
3. 会員は、当社からカードを貸与されたときは、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
4. カードの所有権は当社が有し、会員は善良なる管理者の注意をもってカード及びカードに表示されたカード番号、有効期限、セキュリティコード等の情報（以下「カード情報」という）を使用、保管するものとします。また、会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。
5. カード及びカード情報は、カード上に表示された会員本人のみが使用でき、他人に貸与、譲渡及び担保提供に利用するなどカードの占有を第三者に移転し、又は他人にカード情報を使用させることは一切できません。
6. 前三項に違反してカード又はカード情報が使用された場合、その利用代金等の支払いは会員の責任とします。但し、カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。
7. カードの有効期限はカードに表示し、当社が引続き会員として適当と認める場合は、新しいカードと本規約を送付します。
8. 第2項により、会員が複数枚のカードの貸与を受けた場合で次の各号の一つに該当したときは、会員はその旨を当社に通知すると共に、貸与を受けた複数枚のカードのうち該当するカードを返還しなければなりません。
 - ①会員が自動車のうち一部の保有をやめたとき。
 - ②会員がカードの一部の返還を希望するとき。

(年会費)

第3条 会員は、年会費を当社所定の期日に当社に支払います。

2. 年会費のみのお支払いの場合、ご利用代金明細書の発行を省略することがあります。
3. すでにお支払い済みの年会費は、退会又は会員資格を喪失した場合その他の理由の如何を問わず返却しません。

(暗証番号)

- 第4条 会員はカード利用の申込み時に暗証番号を当社に届出るものとします。但し、届出がない場合、又は当社が暗証番号として不相当と判断した場合は、当社が、当社所定の方法により暗証番号を登録するものとします。
2. 会員は、暗証番号につき生年月日や電話番号等他人から推測されやすい番号を避け、暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
 3. カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、会員はこれにより生ずる一切の債務について支払の責を負うものとします。但し、暗証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではないものとします。

(カードショッピング)

- 第5条 会員は、カードを利用して、当社と契約している加盟店（以下「加盟店」という）でお買物とサービスの提供（以下「カードショッピング」という）を受けることができます。
2. 会員は、カードを利用して当社の提供する商品、役務及び当社が他社と提携して提供する商品、役務についてカードショッピングを受けることができます。なお、この場合第20条第1項及び第24条に「加盟店」とあるのを「当社」と読替えて、本規約を適用します。

(カードの利用可能枠)

- 第6条 カードショッピングの利用可能枠は当社が審査し決定した額を限度とし、会員は未決済の利用代金を合算した金額がカード利用可能枠を超えない範囲で利用できます。但し、当社が必要と認めた場合はいつでも利用可能枠を変更又は利用停止ができるものとします。
2. 会員は、当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードを利用してはならないものとします。
 3. 会員が当社から複数枚のカードの貸与を受けた場合には、これらのカードショッピングの利用残高の合計が、当社が別に定める利用可能枠を超えることはできないものとします。

(充当順序)

- 第7条 会員の返済した金額が本規約及びその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして当社が適当と認める順序方法によりいずれの債務に充当しても異議のないものとします。但し、会員が指定した場合はこの限りではないものとします。

(費用の負担)

- 第8条 会員は、本規約によって生じる当社の権利保全に要する次の各号の費用について、当社から請求がある場合は、速やかに支払うものとします。
- ①会員の都合による口座振替不能の場合の再請求費用（1回につき220円（消費税込み））、会員の都合による訪問集金費用（訪問1回につき1,100円（消費税込み））。なお、再請求費用及び訪問集金費用の額は、2020年9月1日現在の消費税率によるものであり、消費税率が変動した場合は、変動後の消費税率により算出した額とします。
 - ②会員の都合による口座振替不能の場合で、当社指定のコンビニエンスストアで本規約に基づく債務を支払う場合における当社所定の手数料。

③第 11 条第 2 項に基づく会員に対する書面による催告費用。

④カードの返還請求に伴う訪問回収費用。

(退会)

第 9 条 会員は当社あて所定の退会手続きをすることにより、いつでも退会することができます。その場合、当社の指示する方法に従い、カードを返却又は裁断のうえ破棄するものとします。

2. 前項の場合、会員は、同時に、本規約に基づく当社に対する残債務全額を速やかに当社に支払うものとします。

3. 会員は、第 1 項及び第 2 項の手続きを完了し、当社が認めたときに退会したことになるものとし、退会までは引続き本規約の効力が維持されるものとします。

(カードの利用停止、会員資格の喪失)

第 10 条 会員が以下の各号の一つに該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らかの通知、催告を要せずして、カードの利用停止又は会員の資格を取消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。

①虚偽の申告をした場合。

②本規約のいずれかに違反した場合。

③本規約又は他の契約に基づく当社に対する支払債務の履行を怠った場合。

④信用情報機関の情報等により、会員の信用状態が著しく悪化した、又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。

⑤換金を目的とした商品購入等、カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合。

⑥第 22 条第 5 項の口座振替手続きのために有効な金融機関口座の届出がない場合。

⑦第 11 条第 1 項各号、第 2 項又は第 3 項各号のいずれかに該当した場合。

⑧第 16 条第 1 項に違反したことなどにより、当社から会員への連絡が不可能であると当社が判断した場合。

⑨当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求をし、又は当社の信用を毀損し、若しくは当社の業務を妨害する等の行為があった場合。

⑩当社が会員に対して送付したカード(第 2 条第 7 項及び第 15 条第 1 項に基づき送付するカードを含む)を、会員が当社所定期間内に受領しない場合。

⑪会員が日本国内に連絡先を有さなくなった場合。

2. 前項の場合、会員は直ちに会員が貸与を受けた全てのカードを当社の指示する方法に従い当社へ返却します。また、当社はカードを回収することができるものとします。

(期限の利益喪失)

第 11 条 会員は、以下の各号の一つに該当した場合、当然に本規約に基づく当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、残債務全額を直ちに当社に支払うものとします。

①会員がカードショッピングの利用代金の支払を 1 回でも遅滞したとき。

②カードショッピングの利用が会員にとって営業のためのもの(連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個人契約を除く)である等、割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当する場合で、当該カードショッピングの利用代金の支払を 1 回でも遅滞したとき。

③手形、小切手が不渡りになったとき、又は支払を停止したとき。

④差押、仮差押、保全処分(信用に関しないものは除く)の申立てを受けたとき。

⑤破産、民事再生、特別清算、会社更生等の倒産手続の申立てを受けたとき、又は自らこれらを申立てたとき。

2. 前項にかかわらず、カードショッピング（1回払いを除く）の利用代金に係る債務については、当該債務の支払又は会員の当社に対するその他の債務の支払を滞りし、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったときに期限の利益を失うものとします。但し、前項第2号から第5号までのいずれかに該当するときは、前項の規定を優先適用するものとします。
3. 会員は、以下の各号の一つに該当した場合、当社の請求により本規約に基づく当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、残債務全額を直ちに当社に支払います。
 - ①カードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等をし、又は商品の質入れ、譲渡、貸与等をし、当社のカードに対する所有権、又は当社の商品に対する所有権を侵害する行為をしたとき。
 - ②本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反になるとき。
 - ③会員の信用状態が著しく悪化したとき。
 - ④会員資格を喪失したとき。
 - ⑤前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
 - ⑥会員が、第17条第2項又は第3項に違反していることが判明したとき、又は当社が第17条第4項の報告を求めたにもかかわらず、会員から合理的期間内に報告書が提出されないとき。

（遅延損害金）

- 第12条 会員は、期限の利益を喪失したときは、期限の利益の喪失の日の翌日から支払済みに至るまで、カードショッピングによって生じた残債務全額に対し、1回払は年14.6%の割合で、1回払以外は法定利率で計算した遅延損害金を当社に支払うものとします。
2. 会員は、カードショッピングの利用代金の支払を怠ったとき（前項の場合を除く）は、お支払いになるべき金額に対し支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%の割合で計算した遅延損害金を当社に支払います。但し、支払方法が1回払以外の場合は、当該カードショッピングによって生じた残債務全額に対し法定利率で計算した額を超えないものとします。

（早期完済の特約）

- 第13条 会員が当初の契約のとおり分割支払金の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残債務全額を一括して支払ったときは、会員は、78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち、当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できるものとします。

（カードの盗難等）

- 第14条 会員は、カードの盗難、詐取、横領もしくはカード情報の不正取得、又はカードの紛失（以下「盗難等」という）があったときは、速やかに当社に連絡するとともに、最寄りの警察署へ届出るものとします。
2. カードの盗難等により、カード又はカード情報が他人に利用された場合の損害は、会員が負担します。但し、会員が前項の届出をした場合は、当社が前項の届出を受理した日の60日前以降発生したものについては、当社は会員に対しその負担を免除します。
 3. 前項の定めにかかわらず、次の各号に該当する場合は、当社は会員に対しその負担を免除しません。
 - ①盗難等が会員の故意又は重大な過失によって生じた場合。
 - ②会員の家族、同居人、留守人等、会員の関係者によってカード又はカード情報が利用された場合。

- ③戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に盗難等が生じた場合。
- ④本規約に違反している状況において、盗難等が生じた場合。
- ⑤会員が当社の請求する書類を提出しない等、当社の行う被害状況の調査に協力を拒んだ場合。
- ⑥カード使用の際、登録された暗証番号が使用された場合。但し、第4条第3項但書に該当する場合を除きます。

(カードの再発行)

第15条 カードの再発行は、カードの毀損、滅失、盗難等の場合で、会員が所定の手続きをとり、かつ当社が認めた場合に限り行います。

- 2. カードを再発行する場合、会員は、当社所定の手数料を負担するものとします。その支払方法は、第22条のカードショッピングの利用代金の支払方法と同様とします。

(通知義務、届出事項の変更)

第16条 会員は、次の各号の事由が生じたときは、当社に対し、遅滞なくその旨を書面で通知します。

- ①氏名、住所、職業、勤務先、メールアドレス、お支払預金口座、及びカードの利用目的その他の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき会員が当社に届け出た事項に変更があったとき。
 - ②カードに登録された自動車の保有を失ったとき、又は当該自動車の代わりに他の自動車の保有を開始したとき。
- 2. 前項第1号の通知がないときは、当社が会員の住所、氏名宛に発送した郵便物が延着又は不到達となっても、通常到達すべきときに到着したものと当社がみなすことについて異議を申立てないものとします。但し、前項第1号の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があると当社が認めたときはこの限りではないものとします。
- 3. 当社は、会員と当社との各種取引において、会員が当社に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新のお届け又は収集内容に変更することができるものとします。

(その他承諾事項、反社会的勢力の排除)

第17条 会員は、以下の事項を予め承諾します。

- ①当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を求めるとともに住民票の写し等の公的機関が発行する書類、源泉徴収票その他の所得証明書類等を取得又は提出いただくこと。
 - ②当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。
- 2. 会員は、会員が現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - ②暴力団準構成員
 - ③総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - ④前各号の共生者（前各号の者と社会的に非難されるべき関係を有する者を含む）
 - ⑤その他、前各号に準ずる者
- 3. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞の使用等
 - ④風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤自らが反社会的勢力である旨、又は関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝える等の行為
 - ⑥その他、前各号に準ずる行為
4. 当社は、会員が前二項に違反すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに、当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

(合意管轄裁判所)

第 18 条 会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、購入地及び当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(規約の改定及び承認)

第 19 条 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更することができるものとします。

- ①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
 - ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
2. 前項に基づき本規約を変更するときは、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページで公表する等の方法により会員に周知します。なお、前項第 2 号に基づく変更については、変更後の本規約の効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ周知するものとします。

(カードショッピングの利用方法)

第 20 条 会員は、加盟店でカードを提示し、所定の端末に暗証番号を入力すること又は所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、商品を購入し、又はサービスの提供を受けることができます。但し、当社が特に認めた場合は、暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省略し、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によりカードショッピングができるものとします。

2. 会員は、カードで現行紙幣・貨幣を購入してはならないものとします。また、現金化を目的として商品・サービスの購入等にカードを利用してはならないものとします。
3. カードショッピングに際して、利用金額、購入商品や提供を受けるサービスによっては当社の承認が必要となる場合があります。会員は、この場合、加盟店が当社に照会を行い、当社が加盟店に対して次の回答、確認、指示を行うことがあることを了承します。
 - ①加盟店からの照会に対して当社が必要と認めた事項について回答すること。
 - ②カードの提示者が会員本人であることを確認する場合があること。
 - ③会員のカード利用が本規約に違反する場合、違反するおそれのある場合、その他不審な場合などには、カードの利用をお断りする場合があること。
 - ④前号の場合、会員へのカード貸与を一時停止し、加盟店を通じてカードを当社に返却していただく場合があること。

- ⑤貴金属、金券類等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合があること。
- ⑥通信料金等、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けている場合、会員番号等の変更情報等を加盟店に通知する場合があること。

(債権譲渡)

第 21 条 会員は、前条第 1 項の取引により生じた加盟店の会員に対する債権を、当社が加盟店から譲受けることをあらかじめ承諾します。

(カードショッピングの利用代金の支払方法)

第 22 条 カードショッピングの利用代金(現金価格)の支払方法は、1 回払、分割払、ボーナス併用分割払、ボーナス一括払のうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。

2. 会員は、会員が指定した支払回数に応じて、下表記載の分割払手数料をカードショッピングの利用代金(現金価格)に加算(カードショッピングの利用代金(現金価格)と分割払手数料の合計額を、以下「支払総額」という)して支払うものとします。なお、ボーナス併用分割払の実質年率は、購入時期により下表記載の実質年率と異なる場合があります。また、一部の加盟店では、利用できる支払回数、分割払手数料等が異なる場合があります。

支払回数	1	3	6	10	12	15	18	20	24	ボーナス一括
支払期間(ヶ月)	—	3	6	10	12	15	18	20	24	—
分割払手数料の料率 実質年率(%)	—	16.50	16.50	16.50	16.50	16.50	16.50	16.50	16.50	—
現金価格 100 円あたりの分割払手数料の額(円)	0	2.8	4.9	7.7	9.2	11.4	13.6	15.1	18.1	0

3. 会員は、前項の分割払手数料の料率が金融情勢等により変動することに異議がないものとします。また、当社から分割払手数料の料率変更の通知をした後は、変更後の分割払い利用分より、改定後の料率が適用されるものとします。

4. カードショッピングの利用代金の支払については、次のとおりとします。

①分割払の場合、月々の分割支払金(以下「分割支払金」という)は、支払総額を支払回数で除した金額となります。但し、分割支払金の単位は 100 円とし、端数が発生した場合は初回に参入します。

(支払総額の具体的算定例) 10 万円の 10 回払でご利用の場合

●分割払手数料 100,000 円 × (7.7 / 100 円) = 7,700 円

●支払総額 100,000 円 + 7,700 円 = 107,700 円

●分割支払金 (2 回目以降) 107,700 円 ÷ 10 回 = 10,700 円

(初回) 107,700 円 - (10,700 円 × 9 回) = 11,400 円

②ボーナス併用分割払の場合、ボーナス支払月は夏期と冬期の当社所定の月とし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。ボーナス支払月の分割支払金は 1,000 円単位とし、その金額をボーナス月にお支払いいただきます。なお、平常月の分

割支払金は、支払総額からボーナス支払月の分割支払金の合計額（但し、現金価格の50%以内とする）を差引いた額を平常支払月の月数で除した金額となります。この場合、前号の但書を適用します。

- ③ボーナス一括払の支払月は夏期又は冬期の当社所定の月とします。なお、お取扱期間は当社所定の期間に限らせていただき、最初に到来したボーナス月にカードショッピングの利用代金（現金価格）を一括してお支払いいただきます。
5. カードショッピングのお支払い額は、次のとおり締切って、カード発行の申込み時に会員が指定した支払日に会員があらかじめ金融機関と約定した預金口座（以下「お支払預金口座」という）から口座振替の方法により一括してお支払いいただくものとし、ご利用代金明細書にて会員に書面又は電磁的方法により通知します。なお、ご利用代金明細書の内容についての当社へのお問合せ、ご確認は、通知を受けた後10日以内にしていただくものとし、この期間内に異議の申立てがない場合には、ご利用代金明細書に記載のご利用額、お支払い額及び残高等の内容についてご承認いただいたものとみなします。
- ①指定支払日が10日である場合、毎月15日に締切り、翌月10日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日）にお支払いいただきます。
- ②指定支払日が27日である場合、毎月5日に締切り、当月27日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日）にお支払いいただきます。
- ③事務上の都合により、翌月以降の10日又は当月以降の27日の支払日からお支払いいただくことがあります。
6. 会員が支払日を毎月27日に指定した場合で、当該金融機関が27日における口座振替を取扱わないときは、会員は、支払日が自動的に毎月10日に変更されることをあらかじめ承諾するものとし、当該変更については、ご利用代金明細書により通知を受けるものとし、
7. 会員は、指定口座を変更する場合には、あらかじめ当社所定の方法で当社の承諾を得るものとし、
8. 会員は、金融機関から当社に対し第5項の支払日に引落不能であった旨の通知があったときは、当社に対する支払金の支払を怠ったものとみなされても異議をのべないものとし、

（所有権に伴う特約）

第23条 会員は、カードショッピングにより購入した商品の所有権が、当該カードショッピングの支払金を完済するまで、当社に留保されることを承諾します。

（見本、カタログ等と現物の相違）

第24条 会員が見本、カタログ等より申込みをした場合において、引渡された商品が見本、カタログ等と相違している場合は、会員は加盟店に商品の交換を申出るか、もしくは加盟店との間の売買契約等を解除できるものとし、

（支払停止の抗弁）

第25条 会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存するカードショッピングの利用代金について支払を停止することができるものとし、

- ①商品、権利の提供又は割賦販売法に指定された権利（以下「指定権利」という）の移転がなされないこと。
- ②商品の種類又は品質が契約の内容に適合しないこと。
- ③その他、商品、役務の提供又は指定権利の移転について、加盟店に対し生じている事

由があること。

2. 当社は、会員が第1項の支払の停止を行う旨を当社に申出たときは、直ちに所要の手続をとるものとします。
3. 会員は第2項の申出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は、第2項の申出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書面（資料がある場合は資料添付のこと）を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が当該事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
5. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、会員は支払を停止することはできないものとします。
 - ① 売買契約が会員にとって営業のためのもの（連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個人契約を除く）である等、割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引のとき。
 - ② 会員の指定した支払方法が、1回払のとき。
 - ③ 1回のカードショッピングに係る支払総額が40,000円に満たないとき。
 - ④ 商品、役務の提供又は指定権利の移転を受ける以外の目的でカードを利用したとき。
 - ⑤ 会員による支払停止が信義に反すると認められるとき。

（準拠法、犯罪収益移転防止法の適用）

第26条 会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

2. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認が当社所定の期間内に完了しない場合は、当社はカードの発行を断ることや、カードのご利用を制限することができるものとします。
3. 当社は、必要と認めるときは「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく追加確認及び資料提出を求めることができるものとし、会員は速やかに当該確認及び資料の提出に応じるものとします。なお、当社は、当該確認及び資料の提出が完了するまでの間、会員に対する通知なく、カードの利用停止の措置を講じることができるものとします。

（日産ポイント規定に関する特約）

第27条 日産ポイントの取扱いについては、日産ポイント規定の定めによるものとします。

【相談窓口】

1. 商品についてのお問合せ及びご相談は、カードを利用された加盟店にお問合せ下さい。
2. 本規約についてのお問合せ及びご相談、並びに支払停止の抗弁に関する書面（第25条第4項）のご請求は、株式会社日産フィナンシャルサービスにお問合せ下さい。

株式会社日産フィナンシャルサービス 日産カードセンター 住所 〒860-0801 熊本県熊本市中央区安政町1-2 カリーノ下通4F 電話番号 0120-917-623（携帯電話からは0570-666-823）
--

日産ポイント規定

（目的）

第1条 日産ポイント規定（以下「本規定」という）は、株式会社日産フィナンシャルサービス（以下「当社」という）が、会員に対して日産ポイント（以下「ポイント」という）を付与し、獲得したポイント数に応じた特典を提供する制度（以下「日産ポイント制度」という）の内容及び当該特典を受けるための条件を定めたものです。

（ポイントの付与）

第2条 当社は、カード利用代金その他当社所定の条件に応じて、当社所定のポイントを会員に付与します。

（ポイントの付与日）

第3条 カード利用代金に応じて付与するポイントは、当社所定の方法により、毎月の締日迄のカード利用代金合計に基づき、翌月1日付をもって会員に付与されます。但し、1回払をご利用の場合のポイントの付与日は、当該カード利用代金の支払月の当月1日付（10日支払の場合）又は翌月1日付（27日支払の場合）となります。

（ポイントの付与対象）

第4条 カード利用代金には、年会費、その他当社所定のものは含まれません。

（ポイントの計算）

第5条 カード利用代金に応じて付与するポイントは、カード利用代金合計の1,000円未満を切捨てた金額に、当社所定の率を乗じて計算されます。

（ポイントの累積と有効期間）

第6条 ポイントは、その付与日から60ヶ月間累積でき、その期間を有効とします。ポイント付与日から60ヶ月を超えるものについては、自動的に失効するものとします。

（ポイント付与の取消）

第7条 会員の商品又はサービス等の購入の取消により、カード利用代金の全部又は一部が取消された場合は、取消額に応じたポイントも当社所定の方法により取消されます。

（ポイントの通知等）

第8条 当社は、当社所定の通知方法により、当該通知時点における有効なポイント残高（以下「ポイント残高」という）を会員に通知するものとします。

2. 会員は、当社所定の方法で問合せることにより、問合せ時点におけるポイント残高を確認することができます。また、会員は、当社所定の日産自動車販売店にカードを提示することにより、当該販売店で、その営業時間中に限り、問合せ時点におけるポイント残高を確認することができます。

（ポイントに基づく還元条件）

第9条 会員は、当社所定の条件に該当した場合に、ポイントの還元（以下「還元」という）を受けることができます。なお、還元には、当社所定の還元金（以下「還元金」という）による還元と、当社所定の商品等への交換（以下「商品交換」という）による還元があります。

2. 会員が、還元申請の時点で会員資格を有していない場合、還元を受けることはできません。

3. 当社は、会員が還元申請に関し不正・虚偽の行為を行ったと認めた場合、又は会員が日

産カード会員規約もしくは本規定を遵守していないと認めた場合は、還元を拒否又は保留することがあります。この場合は、会員にその旨を通知します。

(還元の決定)

第 10 条 当社は、会員から還元申請を受付けた後、所定の期間内に所定の審査を行い、還元の可否を決定します。

(還元の対象となるポイント残高)

第 11 条 還元の対象となるポイント残高は、前条に基づく還元決定日時点でのポイント残高となりますので、第 8 条第 1 項により当社が通知したポイント残高、又は同条第 2 項により会員が確認したポイント残高と異なることがあります。

2. 1 回に還元できるポイント数は、当社の所定数を上限とします。還元にあたっては、付与日の古いポイントから順に充当します。
3. 1 回の還元により、前項の上限数を満たす付与日に付与されたポイントを含むポイント残高はすべて消滅し、以後、消滅月の翌月以降の付与日からのポイントが、次回以降の還元対象となるポイント残高として、第 6 条の有効期限内において存続します。

(ポイントのマイル交換)

第 12 条 会員が全日本空輸株式会社（以下「ANA」という）の認める「AMC マイレージ会員」（以下「AMC 会員」という）又は日本航空株式会社（以下「JAL」という）の認める「JAL マイレージバンク会員」（以下「JMB 会員」という）である場合、会員は、還元金による還元申請に代えて、ANA の実施する「ANA マイレージクラブ」又は JAL の実施する「JAL マイレージバンク」のマイル（以下「マイル」という）への移行による還元申請ができるものとします。

2. 会員は、前項のマイルへの移行の申請の際、当社が、会員について AMC 会員又は JMB 会員であるとの照会上あるいはマイルの登録上必要な範囲内で、会員の個人情報を ANA 又は JAL へ提供することに同意します。
3. 会員は、当社がマイル移行の申請を受領した後は、当該申請を取消すことはできないものとします。
4. 移行後のマイル管理は、マイルを付与した ANA 又は JAL が行うものとし、当社はその責めを負わないものとします。

(還元の方法)

第 13 条 還元金による還元の場合、当社は、第 11 条第 1 項に基づき還元対象となるポイント残高を当社所定の率で換算した金額を、当社に登録されている会員のお支払預金口座に振込むことによりお支払します。

2. 商品交換による還元は、当社所定の方法によるものとします。
3. 会員が第 12 条に定めるマイルへの移行申請を行い、かつ当社が還元を決定した場合、当社は、その旨を ANA 又は JAL に通知します。なお、ANA 又は JAL が、会員が AMC 会員規約又は JMB 会員規約を遵守していない等の理由により、当該会員へのマイル登録を拒否又は保留することがあります。この場合、当社は会員にその旨を通知するものとし、会員は還元金による還元を受けることを承諾します。

(公租公課)

第 14 条 還元について公租公課が課せられた場合、その公租公課は会員が負担するものとします。

(ポイントの消滅)

第 15 条 理由の如何を問わず、会員がカードの会員資格を喪失した場合、既に蓄積されているポイントは、すべて自動的に失効するものとし、日産ポイントに関するすべての権利義務は、自動的に消滅するものとします。

(日産ポイントに関する疑義等)

第 16 条 理由の如何を問わず、会員は日産ポイントに関する権利義務を他人に貸与、担保提供、又は相続させることはできません。

2. ポイントの有効性、ポイント数、還元申請資格に関する疑義その他日産ポイントの運営に関して生ずる疑義は、当社の決定するところによるものとします。

(終了、中止、変更等)

第 17 条 当社は、予告なしに、いつでも日産ポイント制度を終了若しくは中止し、又は内容、還元条件、還元申請方法等を変更することができるものとし、会員はその旨を承認するものとします。

2. 当社は、第 3 条の付与日、第 4 条のポイントの付与対象、第 6 条の有効期間、並びに第 5 条及び第 13 条に定める当社所定の率を予告なしに、いつでも変更できるものとします。

3. ポイントの内容は、日本国の法令のもとに規制されることがあります。

(本規定の変更)

第 18 条 当社は、次の各号に該当する場合には、本規定を変更することができるものとします。

①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

②変更の内容が本規定に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

2. 前項に基づき本規定を変更するときは、本規定を変更する旨及び変更後の本規定の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページで公表する等の方法により周知します。なお、前項第 2 号に基づく変更については、変更後の本規定の効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ周知するものとします。

ポイントに関するお問合せは 日産ポイントデスク 0120-815523
--

個人情報の取扱いに関する同意条項

(個人情報の収集、保有、利用等)

第 1 条 日産カード(以下「カード」という)会員(申込人を含み、以下「会員」という)は、日産カード会員規約に基づく取引(カード発行の申込みを含む)を含む株式会社日産フィナンシャルサービス(以下「当社」という)との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下「個人情報」という)を当社が保護措置を講じたうえで収集、利用することに同意します。

①会員の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含み、以下「電話番号」という)、電子メールアドレス、カードに登録した自動車、勤務先に関する情

報、家族構成、世帯状況、住居状況等の属性情報。

- ②申込日、カード発行日、カード番号、カード有効期限、利用可能枠等の契約内容に関する情報。
 - ③カード利用日、商品名、カード利用金額、支払回数、日産ポイント規定に定める日産ポイントの残高及びポイント還元状況等の取引情報。
 - ④カード取引に関する支払開始後の利用残高、支払残回数、月々の支払状況等の支払に関する情報。
 - ⑤スーパーレスキューコール 24、その他のカード付帯サービスを利用（会員以外の者による利用が認められているものについては、会員以外の者による利用を含む）した場合の事故状況、サービス利用状況等の情報。
 - ⑥会員の資産、負債、収入、支出、世帯収入、世帯支出、並びに当社が収集したクレジット等の利用履歴及び過去の債務の返済状況等の情報。
 - ⑦支払口座に関する情報。
 - ⑧当社が会員の本人確認のために収集した自動車運転免許証その他の本人確認書類等から得た情報。
 - ⑨当社が住民票の写し等の公的機関が発行する書類もしくは官報等の取得、又は調査により収集した会員の情報。なお、当社は、公的機関に住民票の写し等の書類の交付を申請する際に、法令等に基づき、必要な個人情報を当該公的機関に開示する場合があります。
 - ⑩オンラインショッピング利用時の取引に関する事項（氏名、電子メールアドレス、配送先等を含む）、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報。
 - ⑪インターネット、官報や電話帳等により公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したもの（会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む）。
 - ⑫会員との交渉内容（通話記録を含む）。
2. 会員は、前項に定めるほか、当社が以下の目的で個人情報を利用することに同意します。
- ①経営分析のための資料作成等。
 - ②商品及びサービス等の企画・開発。
 - ③懸賞及びプレゼント企画等に伴う商品及びサービス等の提供。
3. 会員は、カード発行の申込みを取次いだ販売会社が、カード発行の申込みの事実を確認するため、第1項第1号に定める個人情報を保護措置を講じたうえで収集、利用することに同意します。また、当該販売会社及びその系列販売会社（以下「担当販売会社」といい、会員の申出により担当販売会社を変更した場合は変更後の販売会社及びその系列販売会社を担当販売会社とする）が会員へのサービス提供及び会員管理等を行うため、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1項第1号、第2号（但し、カード番号及び利用可能枠を除く）及び第5号に定める個人情報を担当販売会社に提供することに同意します。
4. 会員は、当社が当社の事務（コンピュータ事務、代金決済事務、会員管理、会員からの問合せ対応、債権管理、債権回収業務等の一切の事務）を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。

（営業活動等の目的での個人情報の利用）

第2条 会員は、当社が前条の目的以外に、次の各号の目的のために個人情報を利用することに同意します。

- ①クレジット、リース、クレジットカード、保険、ローン、その他当社が取扱う商品、サ

- ービス等又は各種イベント、キャンペーン等の開催（以下「当社の商品等」という）について、宣伝印刷物の送付、電話、電子メールの送信等の方法により案内すること。
- ②当社の商品等に関する市場調査を行うこと。
- ③当社の商品等の企画・開発又はお客様満足度向上策等を検討するためのアンケート調査を行うこと。
- ④当社が提携する企業等から委託を受けて、当該企業等の商品、サービス等についての宣伝印刷物等を送付すること。

（個人情報情報機関への登録、利用）

第3条 会員は、当社が個人情報の取扱いに関する契約を締結のうえ加盟する個人情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいう）及び当該機関と提携する個人情報機関に照会し、会員の個人情報（会員の属性情報として会員の配偶者の情報が登録されている場合は、当該配偶者の情報を含む）が登録されている場合には、会員の支払能力の調査の目的に限り、当該個人情報を利用することに同意します。

2. 会員は、会員のカード取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、当社の加盟する個人情報機関に第3項に定めるとおり登録され、当社が加盟する個人情報機関及び当該機関と提携する個人情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。
3. 当社が加盟する個人情報機関は、下記のとおりです。また、契約期間中に当社が新たに個人情報機関に加盟し、個人情報の登録・利用を行う場合は、別途書面により通知し、会員の同意を得るものとします。

株式会社シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
電話番号：0120-810-414 又は 0570-666-414
ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp>

登録情報：氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報

登録期間：①カード発行の申込みをした事実：当社がCICに照会した日から6ヶ月間
②カード取引に係る客観的な取引事実：契約期間中及び契約終了後5年以内
③債務の支払を延滞した事実：契約期間中及び契約終了後5年間

4. 当社が加盟する個人情報機関が提携する個人情報機関は、下記のとおりです。

①全国銀行個人情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic>

②株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

電話番号：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp>

5. 各個人情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細については、各機関のホームページをご覧ください。

(個人情報の提供、利用)

第4条 会員は、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、当社と個人情報の提供に関する契約を締結した次の各号の会社（以下「提供先」という）に対して、当該各号に定める目的のために、第1条第1項第1号、第2号（但し、カード番号及び利用可能枠を除く）及び第5号に定める個人情報並びに同項第3号に定める取引情報の概況、日産ポイントの残高及びポイント還元状況の情報を、データ伝送、記録媒体の交付等の方法により提供し、当該提供先がこれを利用することに同意します。

①日産自動車株式会社（以下「日産」という）

〒220-8686 横浜市西区高島1-1-1

イ. 商品、サービス等についての情報を提供する等、日産の営業に関する案内を行うこと。

ロ. 商品の企画・開発又はお客様満足度向上策等を検討すること。また、当該検討のため、自動車を購入した動機又は担当販売会社のお客様対応等について、アンケート調査を実施すること。

②担当販売会社

イ. 自動車、保険、携帯電話、その他担当販売会社において取扱う商品、サービス等、又は各種イベント、キャンペーン等の開催について宣伝印刷物の送付、電話、電子メールの送信等の方法により案内すること。

ロ. 商品開発又はお客様満足度向上策等を検討すること。また、当該検討のため、アンケート調査を実施すること。

③株式会社日産カーレンタルソリューション

〒220-8686 横浜市西区高島1-1-1

イ. レンタカー、その他株式会社日産カーレンタルソリューションにおいて取扱う商品、サービス等、又は各種イベント、キャンペーン等の開催について宣伝印刷物の送付、電話、電子メールの送信等の方法により案内すること。

ロ. 商品開発又はお客様満足度向上策等を検討すること。また、当該検討のため、アンケート調査を実施すること。

2. 前項に定める個人情報の提供、利用期間は、原則として契約期間中及び契約終了日から10年間とします。

(法令等に基づく個人情報の提供)

第5条 会員は、前条に定めるほか、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合又はそれに準ずる公共の利益のため必要があると当社が判断した場合に、当社が個人情報を公的機関等に提供することに同意します。

(個人情報の開示、訂正、削除)

第6条 会員は、当社、第3条に記載する個人情報機関、及び第4条に記載する提供先に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。但し、その場合、本人であることを証明するため、当社、個人情報機関又は提供先が要求する本人確認書類等を提示しなければなりません。

2. 当社に対する開示請求手続の詳細については、当社のホームページに掲載しています。個人情報機関及び提供先に対する開示請求手続については、それぞれ個人情報機関及び提供先にお問合せください。

3. 当社が保有する個人情報の内容が万一不正確又は誤りであることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

(本同意条項に不同意の場合)

第7条 当社は、会員がカード発行の申込みに必要な事項を当社に通知しない場合又は会員が本同意条項の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、カードの発行をお断りすることがあります。但し、第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社がカードの発行をお断りすることはありません。

(利用、提供中止の申出)

第8条 第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が個人情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。但し、請求書等の営業事務に関する書類及びこれに同封する宣伝印刷物等の書類の送付、並びに第1条、第3条及び第5条に基づく利用、提供については、この限りではないものとします。

2. 会員は、前項の中止の申出をしたときは、第2条及び第4条に基づいて提供されるサービス等を受けられないことについて予め了承します。

(個人情報の取扱いに関する当社の問合せ窓口)

第9条 個人情報の開示、訂正、削除、利用及び提供の中止、その他個人情報に関するお問合せやご意見の申出等に関しましては、下記窓口までお願いします。なお、電話による場合は、通話内容を記録させていただく場合があります。

①電話による問合せ窓口

0120-917-623 又は 0570-666-823 (受付時間 9:00~17:30)

②文書による問合せ窓口

〒261-7114 千葉県美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブウエスト
株式会社日産フィナンシャルサービス コンプライアンス統括部
ホームページアドレス：<https://www.nissan-fs.co.jp>

(個人情報管理責任者は、コンプライアンス統括部担当役員です)

(契約が不成立の場合)

第10条 契約が不成立の場合であってもカード発行の申込みをした事実は、第1条及び第3条第2項に基づき、契約不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

(条項の変更)

第11条 当社は、法令に定める手続により、必要な範囲内で本同意条項を変更できるものとします。